

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	実施期日及び対象団体等	1 頁
2	監 査 の 対 象	1 頁
3	監 査 の 方 法	1 頁
4	監 査 の 主 眼	1 頁
5	監 査 の 結 果	1 頁
	財 政 援 助 団 体 監 査	1 頁
	公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構	
	伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社	
6	む す び	3 頁

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

令和 2 年 3 月 30 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 岡 田 善 行

1 実施期日及び対象団体等

(1) 財政援助団体・出資団体監査

実施年月日	対 象 団 体	所 管 課
令和 2 年 2 月 19 日	公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構	観光誘客課
令和 2 年 2 月 20 日	伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社	商工労政課

2 監査の対象

平成 30 年度の事務事業について実施した。

3 監査の方法

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、各団体へ出向き、団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

4 監査の主眼

財政援助団体等については、適正な会計経理がなされているか、目的に沿った事業運営が行われているかなどの観点から実施した。

また、所管課については、負担金、貸付金、出資金の交付手続きなどが適正に行われているか、団体への指導監督、履行確認は適切に行われているかを主眼として実施した。

5 監査の結果

(1) 公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
伊勢志摩学生団体誘致委員会負担金	負担金	600,000	観光の振興、または広域連携のため
伊勢志摩観光コンベンション機構負担金		7,475,000	
北海道誘客促進事業負担金		1,000,000	
ビジット伊勢志摩事業負担金		1,499,904	
三重テレビ番組制作負担金		1,542,800	
市派遣職員勤勉手当負担金		1,304,528	

イ 所見

平成 30 年度に伊勢市が財政的援助を行っている負担金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査したところ、事業の目的に沿って事業が執行されていると認められた。

なお、意見は次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

(ア) 伊勢志摩学生団体誘致委員会負担金において、成果が減少するなか、長年、同額の負担額が続いているが、妥当なのか検証していただきたい。もちろん、結果によっては負担金の増額という選択肢もあるかと考える。ただ、漫然と負担するのではなく、前年度の検証を踏まえ、その実効性を高めていただきたい。

【公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構】

意見

(ア) 日本版DMOで地域連携DMOの候補法人登録をしている。対象とする区域には、既に地域DMOを登録している団体があり、それぞれ誘客活動をし、補助金の獲得も目指している。これら既存DMOと競合しないよう、十分に協議し企画活動をお願いしたい。

(2) 伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
伊勢志摩総合地方卸売市場 経営安定資金貸付金	貸付金	現在貸付残高 181,000,000 (当初貸付合計) 216,000,000	市場の経営基盤の安定を図り、地域住民への生鮮食料品の安定供給と地域生産者の安定的な販路の確立を図る。
伊勢志摩総合地方卸売市場 株式会社出資金	出資金	330,170,000	生鮮食料品の円滑な供給を図ることにより、市民生活の安定に寄与するなど公共性が高いことから出資している。

「伊勢志摩総合地方卸売市場経営安定資金貸付要綱」に基づく契約により、平成 10 年度から平成 21 年度までの間に合計 216,000,000 円を当市場へ貸し付けている。平成 22 年度より分割返済を受け、平成 30 年度末現在の貸付金残高は 181,000,000 円である。

当市場への伊勢市の出資額は 330,170,000 円であり、総額 800,000,000 円の内 41.3% を占めている。

イ 所見

主に平成 30 年度に伊勢市が財政的援助を行っている貸付金及び出資金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査したところ、事業の目的に沿って事業が執行されていると認められた。

なお、指摘事項は次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 平成 10 年度から平成 21 年度まで毎年貸付の契約を締結していた。当初の貸付期間は 10 年超であるにもかかわらず、起案文書の保存期間は 10 年となっている。事業内容が保存期間を超える場合には、その保存期間も長いものに合わせるべきである。なお、平成 23 年度に契約の変更（期限の延長と返済方法）を実施しており、起案内容は継続していることから保存期間の延長を行い、適切な対応をされたい。

また、原契約書は貸付を行ったことを証する重要な文書であることから、完済されるまで適切に保存されたい。

6 むすび

負担金、貸付金、出資金等の支出にあたっては、その目的及び必要性を明確に示すとともに、当該団体が実施する事業が支出目的に沿って行われているかを確認し、必要に応じて指導され、事業の健全な運営に努めていただくようお願いものである。